

若桜町監査発第45号
令和5年3月29日

若桜町長 上川元張 様
若桜町議会議長 山根政彦 様

若桜町監査委員 谷口秀昭

若桜町監査委員 梶原 明

財政援助団体等の監査結果について

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査及び公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その監査結果を下記のとおり報告します。

記

1 公の施設の指定管理者監査（担当課：経済産業課）

（1）実施年月日等

日 時 3月28日（火） 午後1時30分から午後4時30分
場 所 高原の宿氷太くん 会議室

（2）監査の対象

一般財団法人若桜町観光開発事業団

（公の施設の名称：「若桜町氷ノ山関連施設」「道の駅若桜 桜ん坊」）

（3）監査の範囲

公の施設の管理に係る指定の経緯、契約書及び指定管理料の根拠等、事務の執行及び業務管理運営状況について

（4）監査の着眼点

- ・管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。また、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・管理に関する経費の算定、手続等は適正に行われているか。
- ・公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
- ・業務履行確認は事業報告書により行われているか。
- ・指定管理者に対する指導監督は適正に行われているか。

(5) 監査の結果

1 (4) の項目を主な着眼点とし、関係書類等を調査するとともに財政援助に係る事務の執行状況を関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した結果、「若桜町氷ノ山関連施設」「道の駅若桜 桜ん坊」共に概ね適正に執行されているものと認められた。

(6) 監査の意見

一般財団法人若桜町観光開発事業団については、氷ノ山高原の宿氷太くんが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入実績は事業計画を下回っているが、索道事業については、今年度も積雪があり順調に推移している。全体としては、まずまずの状況である。

なお、労働局からの雇用調整助成金の不正受給による返還請求について聞き取りを行ったが、労働局と事業団で労働に対する考え方に相違があり、現状では不正受給を否認している。早期に円満解決を図っていただきたい。また、今後6か月間の指定管理を受けるにあたって、労務管理を徹底していただくとともに、町としては、指導及び監督を適切に行っていただきたい。